

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づく
物質の判定に係る審議の状況について

化審法第 41 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、特定化学物質又は監視化学物質の判定に際して審議会（環境大臣は中央環境審議会）の意見を聴くこととされている。これに基づき、環境保健部会化学物質審査小委員会において御審議いただいているところであり、平成 16 年 4 月以降（改正化審法の施行開始以降）の審議状況は以下のとおりである。

1. 小委員会の開催

平成 16 年 4 月から平成 18 年 10 月まで、計 29 回（8 月及び 2 月を除く毎月）開催。
（原則として厚生労働省及び経済産業省の審議会との合同開催）

2. 審議結果（判定された物質の数）

	新規化学物質			既存化学物質		
	16 年度	17 年度	18 年度	16 年度	17 年度	18 年度
審議対象物質数	338	318	179	74	114	50
第一種特定化学物質	0	0	0	2	1	0
第二種特定化学物質	-	-	-	0	0	0
第一種監視化学物質	-	-	-	4	3	0
第二種監視化学物質	10	10	3	17	39	6
第二種監視化学物質かつ 第三種監視化学物質（内数）	(4)	(7)	(0)	(6)	(25)	(1)
第三種監視化学物質	5	10	0	10	36	10
いずれにも該当しないもの	184	168	101	6	11	6
低生産量新規化学物質	143	137	75	-	-	-
その他	-	-	-	41	49	29

（注）平成 18 年度は 9 月末現在

【備考】

第一種特定化学物質：難分解性かつ高蓄積性で、人又は高次捕食動物への長期毒性を有する物質

第二種特定化学物質：難分解性であるが高蓄積性ではなく、人又は生活環境動植物への長期毒性を有する物質

第一種監視化学物質：難分解性かつ高蓄積性で、第一種特定化学物質への該当が明らかでない物質

第二種監視化学物質：難分解性であるが高蓄積性ではなく、人への長期毒性の疑いのある物質

第三種監視化学物質：難分解性であるが高蓄積性ではなく、生態毒性のおそれのある物質

低生産量新規化学物質：年間製造又は輸入予定数量が 10 トン以下の新規化学物質で、難分解性であるが高濃縮性ではなく、人又は動植物への影響が明らかでない物質

その他：一部の試験項目は審議済みではあるが、いずれに該当するか（又はいずれにも該当しないか）の判定をするのに十分な試験成績の無い物質 等